

事務局において制度的、歴史的観点等から調査・研究を行うべき事項（案）**① 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とすることについて**

○これを法律にする場合、様々な立法形式が考えられるが、それぞれのメリット・デメリットにはどのようなものがあるか。

○婚姻以外の理由による皇籍離脱については、現行制度のままとするのか。

○内親王・女王の配偶者及び生まれてくる子を皇族としない場合、例えば以下の諸点についてどのように考えるか。

- ・皇室典範上内親王・女王の身分に関する事項は皇統譜に登録されることとなるが、配偶者・子の戸籍の取扱いについてどのようにするか。
- ・皇室財産の賜与譲受に係る制限に関する配偶者・子の位置付けについてどのようにするか。
- ・配偶者・子の政治活動の自由、職業選択の自由等についてどのように考えるか。

○内親王・女王の配偶者及び生まれてくる子を皇族とする場合、例えば以下の諸点についてどのように考えるか。

- ・配偶者・子の身位をどうするか。
- ・配偶者・子の摂政就任資格の有無や順位をどうするか。
- ・子の皇籍離脱の取扱いをどのようにするか。

○歴史上、男系女性皇族の婚姻後の扱いはどのようなものであったか。

○海外の女性王族（公族等を含む。）の公的役割や配偶者・子の扱いなどは、どのようにになっているか。

② 皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることについて

○これを法律にする場合、様々な立法形式が考えられるが、それぞれのメリット・デメリットにはどのようなものがあるか。

○養子縁組の法的効果に関し、例えば以下の諸点についてどのように考えるか。

- ・養子とその実親の実親子関係を継続させるのか。
- ・離縁できることとするのか。
- ・養子に配偶者・子がいて全員を皇族とする場合、養親と当該子（養親から見れば「孫」）との関係をどのように位置付けるか。

○養子の皇族としての地位に関し、例えば以下の諸点についてどのように考えるか。

- ・身位（親王・王）をどうするか。
- ・皇位継承資格があるとする場合、順位をどうするか。
- ・摂政就任資格の有無や順位をどうするか。
- ・皇籍離脱できることとするのか。また、養子に配偶者・子がいて全員を皇族とする場合、当該子は、一定の年齢に達した後は、その意思のみで皇籍離脱できることとするのか。

○養子となった方の子孫の皇族としての地位に関し、例えば以下の諸点についてどのように考えるか。

- ・身位をどうするか。
- ・皇位継承資格があるとする場合、順位をどうするか。

○養親となる方に配偶者がある場合、その関与の在り方（民法では、配偶者の同意が求められている（未成年養子の場合は、配偶者と共に養子をしなければならない））についてどのように考えるか。

○海外においては、王族間（外国の王族、公族等を含む。）の養子縁組はどのようになっているか。

③ 皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすることについて

○これを法律にする場合、様々な立法形式が考えられるが、それぞれのメリット・デメリットにはどのようなものがあるか。